

参考資料 2
(第 6 回) 食品の表示制度に関する懇談会資料 1 改訂)

**「食品の表示制度に関する懇談会中間取りまとめ」についての
意見募集の結果について**

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・意見募集要領及び「中間取りまとめ」を厚生労働省及び農林水産省のホームページに掲載
- ・厚生労働省、農林水産省及び地方農政局等の窓口で上記資料を配付

(2) 意見提出期間

平成14年8月20日から9月19日まで（郵送の場合は消印有効）

(3) 意見提出方法

電子メール（厚生労働省）、インターネット（農林水産省）又は郵送

(4) 意見提出先

厚生労働省医薬局食品保健部企画課 又は
農林水産省総合食料局品質課

2. 意見募集の結果

- ・電子メール又はインターネットによるもの・・・・・・・・ 67通
- ・郵送によるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60通
- 合 計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127通

3. 整理した意見の分類別件数

※ 1件の意見の中に複数の意見が含まれている場合には、複数の分類項目又は同一の分類項目の中で重複してカウントしている。

中間取りまとめの項目別分類	件数
① 食品の表示制度の目的に関するもの	10
② 表示項目全般に関するもの	19
③ 義務表示に関するもの	17
④ 任意表示に関するもの	7
⑤ 定義・用語の統一等に関するもの	42
⑥ その他表示項目に関するもの	138
⑦ 行政による消費者への情報提供、事業者への周知徹底に関するもの	23
⑧ 相談窓口の一元化に関するもの	29
⑨ 監視体制のあり方に関するもの	17
⑩ 是正措置に関するもの	12
⑪ 事業者の自主的な取組みに関するもの	4
⑫ 組織・法律の一元化に関するもの	37
⑬ その他	16

4. 意見の概要及び意見に対する懇談会としての考え方（案）について

別紙のとおり

中間取りまとめに寄せられた意見に対する考え方(案)

事項	意見の概要	意見 件数	意見に対する考え方(案)
----	-------	----------	--------------

2. 食品の表示制度の目的

表示制度の目的	・中間取りまとめに記述されている食品の表示制度の3つの目的、消費者の商品選択に役立つこと、衛生上の事故・危害の防止(食品の安全確保)に役立つこと、正確で誤認を生じさせないこと、については、賛成。	3	中間取りまとめで示した3つの目的はいずれも重要であることが確認されたものと思われ、原文どおりとすることが適当であると考えます。
	・中間取りまとめに記述されている食品の表示制度の3つの目的のうち、最も重要なのは「消費者の商品選択に役立つこと」である。	3	
	・中間取りまとめに記述されている食品の表示制度の3つの目的のうち、最も重要なのは「衛生上の事故・危害の防止」である。	1	
	・食品の表示制度の目的は、信頼性という観点から正確さが最も重要。	1	
	・食品表示の目的に、消費者の「商品選択の権利」と「情報を提供される権利(知る権利)」を明確に位置付けるべき。	2	

4. 表示項目

全般	・わかりやすく見やすい表示という観点から、表示のデザインの見直し、主表示・副表示・任意表示の区分を設けること、ラベルや文字の大きさの統一、添加物ナンバーの導入、ホームページの活用などを検討してはどうか。	6	ご意見は、4(1)中「この懇談会とは別の消費者、事業者等関係者を交えた場」(以下、単に「関係者を交えた場」という)において検討されることが適当と考えます。
	・商品特性にあわせた表示方法であるべきであり、食品一般に統一的な表示方法は無理。	2	
	・事業者にとっていたずらに難解な表示方法は避けるべき。	1	

表示項目等の検討の場の設置		・個別の表示項目について、消費者、事業者等を交えた場で具体的な検討を行うことは有効である。	5	食衛法、JAS法ともに個別の表示項目の設定等については、従来から消費者、事業者等を交えた場で検討されていますが、当懇談会の中間取りまとめを受け、「関係者を交えた場」で具体的な検討が進められることになっており、行政において適切に対応していくものと考えます。
Codex等国際基準との整合性(表示ルール)		・表示ルールの設定にあたっては、国際規格との整合を図るべき。	4	従来から、合理的な理由のない限り、基本的にはCodex等の国際規格との整合性が図られておりますが、今後も原則として国際規格との整合性が図られる必要があると考えます。
		・国際的な基準との整合性の考慮から、本来の目的とずれた表示内容にしてはならない。	1	

(1) 義務表示

表示項目	あらゆる情報を表示すべき	・「表示が多くなるとわかりづらい」という主張は、消費者の立場に立っていない。すべての情報(全原材料名、製造方法、産地等)を義務表示とすべき。	3	「義務表示項目については、消費者が必要とする情報と情報選択のしやすさのバランスを踏まえた多くの消費者にとって商品選択の上で重要なものと、衛生上の事故・危害の防止のために事業者に行わせる必要があるものとするのが適当」であり、原文どおりとすることが適当と考えます。なお、具体的な義務表示項目については、「関係者を交えた場」で検討されることが適当と考えます。
	現状維持	・現行の表示項目は維持すべき。	2	
	義務表示を絞り込む方向	・表示スペース等の問題があり、本当に必要な表示項目のみを義務表示とすべき(例えば、衛生上の事故・危害の防止に直接関係するもの等)。それ以上の情報については、インターネット等を活用すればよい。	11	
		・内容物から科学的に判定ができない表示項目は最小限にすべきではないか。	1	

(2) 任意表示

任意表示	ルール設定すべき	・任意表示のうち、表示方法も任意のものについては、場合によっては消費者に誤認を与える恐れがあるため、行政による何らかのルール設定を望む。(食品添加物の「無添加」表示など)	5	ご意見については、中間取りまとめにおいて任意表示のルール設定に関する考え方が具体的に述べられていること等から、原文どおりとすることが適当と考えます。
	ルール設定に反対	・本来は任意表示でも事実上の義務表示となり、中小の事業者にとっては重い負担となっている場合があることから、これを避けるためにも任意表示のルール設定には反対。	1	
	その他	・消費者に優良誤認を与えないような表示方法を望む。	1	

(3) 定義・用語の統一等

賞味期限・品質保持期限	統一すべき	・「品質保持期限」と「賞味期限」の用語については、消費者の利便性等を考慮し速やかに統一すべき。	12	ご意見については、「品質保持期限と賞味期限の用語の統一についての意見の募集について(平成14年9月4日、厚生労働省・農林水産省)」でいただいたご意見と合わせ、「関係者を交えた場」において検討されることが適当と考えます。
	賞味期限に統一すべき	・期限表示の用語については、消費者に分かりやすいこと、「品質保持期限」は消費者に少しでも期限を越えると健康を著しく損なう印象を与えること等から、「賞味期限」に統一すべき。	13	

	品質保持期限に統一すべき	・期限表示の用語については、消費者に理解しやすいこと、製造業者等が製品に責任を負うことが明確になることから、「品質保持期限」に統一すべき。	2	
	消費期限に統一すべき	・期限表示の用語については、消費者に馴染み深く判りやすい「消費期限」に統一すべき。	1	
	統一に反対	・すでに社会に定着していることから、あえて「品質保持期限」と「賞味期限」を統一する必要はない。	3	
定義・用語等の整合		・食衛法とJAS法の間で、表示に関する用語や定義に関する不整合（名称を表す用語、使用文字の大きさなど）があり、統一すべき。	7	「4(3) 用語、定義の統一等」に記述のとおり、速やかに整合性の確保に向けて検討すべきと考えており、「関係者を交えた場」において検討されることが適当と考えます。
		・水産加工品と鮮魚の定義が食品衛生法とJAS法では異なるため、非常に混乱が起きている。この整合性を確立することが不可欠。	1	
改正時期		・複数の法律に基づく表示制度の改正時期は統一すべき。	3	「4(3) 用語・定義の統一等」に記述のとおり、表示項目等の改正の施行時期をできる限り同じ時期にすべきと考えます。

(4) その他

マーク表示等		・マークだけに頼るのは、消費者にわかりやすいとはいえない。	1	ご意見は、「関係者を交えた場」において検討されることが適当と考えます。
		・商品購入の段階で必要な項目と家庭で保存・飲食する段階で必要な表示は必ず入れて欲しい。	1	
表示の認証制度の導入		・有機食品・農産物のJAS制度の例のように、表示についても認証制度の導入を検討すべき。	1	ご意見は、行政当局の今後の検討において参考にされるものと考えます。

トレーサビリティ	義務化すべき	・トレーサビリティは表示と、表裏一体であること、衛生上の事故・危害の発生時に迅速に原因究明をできるようにすべきことから、義務化すべき。	5	ご意見は、行政当局の今後の検討において参考にされるものと考えます。
	全食品への適用に反対	・トレーサビリティについては、社会的コストが極めて大きく現実的ではないこと等から、すべての食品に適用するのは不適切。	5	
	その他	まずはトレーサビリティの定義等を明確にすべき。	2	
個別品目の品質表示基準	品目横断的な品質表示基準に統一すべき	・個別品目ごとに定める品質表示基準が多数存在するが、これらについては、表示項目を絞り込んだうえ、横断的な1つの基準に一本化すべき。	4	ご意見は、「関係者を交えた場」において検討されることが適当と考えます。
	統一すべきでない	・個別品目ごとの品質表示基準は、各品目の特性に応じた必要性に基づいて定められたものであり、一本化には慎重であるべき。	3	
製造年月日表示	表示に反対	・製造年月日表示については、期限表示の認知度は高まり定着していること、国際規格では期限表示を行うこととされていること、消費者の鮮度志向を一層煽り資源のロスにつながる、深夜製造につながる等から、反対である。	52	製造年月日については両論の意見があることから、原文どおりとすることが適当と考えます。
	議論すべきでない、削除	・既に期限表示は定着しており、製造年月日の表示を再度議論する必要はない。(該当部分を削除又は修文すべき。)	15	
	表示に賛成	・消費者の選択の権利を保障するため、製造年月日は記載すべき。	5	
自治体の上乗せ規制廃止		・都道府県の上乗せ規制は広域流通をしている企業にとっては仕向別の表示対応となり非常に複雑。国の規制に一本化してほしい。	4	都道府県が地域の実情に応じて独自に規制している個別の表示事項及び表示方法について、必要があれば国全体として取り組むことを検討すべきと考えます。

一括表示等		・製造年月日を表示したい場合、一括表示欄内に表示してもよいのではないか。	1	ご意見は、「関係者を交えた場」において検討されることが適当と考えます。
		・製造者と販売者は一括表示欄に併記できないが、製造者表示については消費者の要望も高く、一括表示欄に併記してもよいのではないか。	1	
全媒体に対する規則の一元化		・媒体による区分(店頭表示、TVコマーシャル、IT等)を廃止し、表示すべき項目、規制すべき項目などを一元化すべき。	1	
個別事項	表示義務者	・国産品の表示義務者を製造業者又は加工包装業者に限定して欲しい。	1	ご意見は、「関係者を交えた場」において検討されることが適当と考えます。
	原産地	・輸入品についても、国産品と同様、地域や生産組織等のより細分された単位で原産地表示ができるよう希望。	1	国名を明記すれば、細分化された表示(例えば州名、地域名等)を併記しても構いませんので、現行で問題はないと考えます。
		・国産食鳥の原産地表示については、加工工場が所在する県別または検査処理場ごとの原産地表示の方が合理的で優れているのではないか。	1	ご意見は、「関係者を交えた場」において検討されることが適当と考えます。
		・同じ漁場で獲れた魚であっても、様々な国の船籍を持つ船により同一の魚種を漁獲する機会が多いことから、船籍国による原産国表示は真の原産国表示とは言えない。	1	
		・輸入品に関しては原産国表示等の問題があるため関税法との調整をお願いしたい。	2	

加工食品の原料原産地	・原料の調達先が一定しないこと、複数産地の原料を混合して使用することがあること、製品のコストアップにつながる等理由から、原料原産地の表示は困難。 ・特に必要なものは低次加工品のみ限定すべき。 ・惣菜等を買うことが多い日本人の食生活を考えると、加工食品の原料原産地表示は必要。	15	ご意見は、「関係者を交えた場」において検討されることが適当と考えます。
	・加工食品の原料原産地表示が義務付けられているものといないものとの区別の整合性が理解しにくい。(例えば、海藻類は、ワカメだけ義務付け。)	2	
		1	
アレルギー	・アレルギー被害(特に、そばによるもの)を防止するため、アレルギーを引き起こす可能性のある原材料の非明示的な使用をすべての食品(外食等含む)について禁止するとともに、これらの食品を扱う業者に免許制度を導入してはどうか。	1	ご意見は、「関係者を交えた場」において検討されることが適当と考えます。
	・アレルギー表示で利用できる用語、文章についてのリストがあれば、表現の統一が図られてよいのではないか。	1	
遺伝子組換え食品	・遺伝子組換え食品の表示は不十分。予防原則の考え方に立ち、油やしょう油を含むすべての品目に義務付けるとともに、5%の許容混入率等を撤廃すべき。	4	ご意見は、「関係者を交えた場」において検討されることが適当と考えます。
	・組換え飼料を給餌した家畜製品や、飼料及び肥料にも表示を義務付けるべき。		
その他	・特色ある原材料表示等を表示して欲しい。	1	ご意見は、「関係者を交えた場」において検討されることが適当と考えます。

		・食品添加物の一括名表示を見直すべき。また、キャリーオーバーや加工助剤等、現在は表示免除となっているものも表示すべき。	1	
		・農産物に使用した農薬についても表示すべき。	1	
		・「製造者」「加工者」「輸入者」の使い分けが消費者にとってはわかりにくい。それぞれの定義を明確にし、整理すべき。	1	
		・カット野菜、刺身の盛り合わせ等生鮮食品と加工食品の区別があいまいなものがあり、整理すべき。	1	
		・輸入品の原産国表示について、U.S. (アメリカ合衆国)、N.Z. (ニュージーランド) 等、一般的に使用されている簡略国名の表記を認めて欲しい。	1	

5. 情報提供等

(1) 行政による消費者への情報提供、事業者への周知徹底

一覧性のあるパンフレット、Q & Aの作成等		・各表示制度について一覧できるパンフレットの作成、具体的事例を盛り込んだ分かりやすいQ & Aの作成、説明会の開催等を積極的に行うべき。	3	「5(1)行政による消費者への情報提供、事業者への周知徹底」に記述のとおり、パンフレットやQ & A、説明会の開催等を積極的に行うことが必要と考えています。
消費者への啓蒙 (情報提供)		・消費者に対して、パンフレット、Q & A、説明会、スーパーの店頭、ポスター、メディア、ホームページ等による表示制度に関する情報提供が必要。	14	
		・栄養表示の活用方法について、もっとPRして欲しい。	1	
		・特別用途食品の「アレルギー除去食品」について、より一層のPRを要望。	1	

事業者への指導		・事業者に対して、食品の安全に関する事項に関する監視、処罰だけでなく、問題となる事態を生じさせない事前の行政指導、パンフレットやQ & Aの作成、説明会の開催等が必要。	3	
消費者の知る権利等のための関係機関による情報提供		・消費者の表示に関して「知る権利」、「意見を述べる権利」、「消費者教育を受ける権利」を守るよう関係機関が情報公開を徹底的に行うべき。	1	「消費者の知る権利」等については、全品目・サービスに横断的に共通事項として、消費者行政全般の観点から国民生活審議会で議論されており、同審議会の議論に委ねることが適当と考えます。

(2) 相談窓口の一元化

相談窓口の一元化	賛成	・相談窓口の一元化に賛成。	10	「5(2) 相談窓口の一元化」に記述のとおり、相談窓口の一元化を進めるべく、関係府省で速やかに検討することが必要であると考えます。
		・中央はもちろん、出先機関や地方自治体間（保健所間等）でも統一した見解を示すことができる相談窓口を速やかに設置すべき。また、窓口の業務の一つとして、消費者や流通業者に対するPR、指導業務も行うべき。	15	
	既存の窓口でよい	・今後、行政組織を超えてトレーニングを積み、相互に人材を補完し合えば、窓口の一元化は必要ない。消費者の身近にある窓口でサービスを行うべき。	2	
	その他	・国や地方自治体による身近な相談・苦情受付窓口について検討が必要。	2	

6. 表示違反の監視、是正のための措置

(1) 監視体制のあり方

全般		・今回発生した虚偽表示は企業倫理の問題であり、表示制度の見直しで虚偽表示の再発防止を行おうとするのは、解決の方向性に疑問。	1	虚偽表示の再発防止という観点からは、4(4)、6(1)に記述のとおり、トレーサビリティや監視体制の一層の充実等が必要と考えます。
監視の強化	行政による監視の強化	・行政による指導と監視の充実が必要。	8	「6(1) 監視体制のあり方」に記述のとおり、監視体制の一層の充実強化が必要と考えます。

	消費者等第三者による監視	・消費者によるチェック等、多様な方法による監視制度が必要。	5	農水省においては、食品表示ウォッチャー制度により消費者の参画による監視を進めており、その充実強化が重要な課題と考えます。
	その他	・監視は、罰則の実行、告発の権限を備えた準司法的機能を有する公正取引委員会等の機関に統合する。	2	組織については、「7 組織・法律の見直し」に記述のとおり、食品に関する行政全般の中で中長期的に検討していくことが適当と考えます。
内部告発者の保護		・内部告発者の保護は、消費者行政全般として総括的に打ち出す部署以外に、個々の担当部署でも取り上げていくべき。	1	「6(1) 監視体制のあり方」に記述のとおり、消費者行政全般として検討すべき課題であり、国民生活審議会の検討に委ねるべきと考えます。

(2) 是正措置

是正措置の強化	違反者の即時公表	・表示違反の事実と違反者名は直ちに公表し、透明性を確保すべき。	3	「6(2) 是正措置」に記述のとおり、行政機関が違反を認定した場合には、事業者名を含め速やかに公表することを原則とすべきと考えます。
	罰則強化	・事業者による表示違反行為の抑止力とするため、罰則の強化を含めた厳しい是正措置が必要。	5	JAS法については、平成14年7月から違反した場合の罰則を大幅に強化しており、既に措置済みと考えます。
	公平な立場からの公表	・軽微な不適正表示は指導に留めるなど、公平な立場から事業者名の公表をしてほしい。	4	食衛法については、違反の程度に応じて、総合的判断をすることが適当と考える。 JAS法については、「6(2) 是正措置」に記述のとおり、品質表示基準の違反に係る指示及び公表の指針に基づいて適切な運用を図るべきと考えます。

(3) 事業者の自主的な取組み

社内研修等		・企業自身も社内研修をしたり不正をチェックする機関を設けるべき。	4	「6(3) 事業者の自主的な取組み」に記述のとおり、行動規範の作成やチェック機能等社内体制の整備等の取組みを促進する必要があると考えます。
-------	--	----------------------------------	---	---

7. 組織・法律の一元化

組織・法律の一元化		・複数の機関、法律が関係していてわかりにくいため、法律、組織の一本化が必要（組織について、食品安全委員会とする意見、新たな独立した機関とする意見、農水省を母体とする意見、特に具体的な機関に言及していない意見）。	13	ご意見は、「7 組織・法律の見直し」に記述のとおり、食品に関する行政全般の中で中長期的に検討していくことが適当と考えます。
組織の一元化 (法律についての言及なし)		・縦割り行政の弊害が指摘されてきたことをふまえ、食品表示所管官庁を一本化すべき（独立した公正取引委員会等の機関とする意見、特に具体的な機関に言及していない意見）。	5	ご意見は、「7 組織・法律の見直し」に記述のとおり、食品に関する行政全般の中で中長期的に検討していくことが適当と考えます。
法律の一元化 (組織についての言及なし)	現行法に上乗せしてとりまとめ法の制定	・食衛法、JAS法、景表法は現行体系のままとした上で、「食品の表示基準の一元設定に関する法律」等を制定し、関係府省が共管すれば少なくとも現存の齟齬はなくすることができるのではないか。	4	ご意見は、「7 組織・法律の見直し」に記述のとおり、食品に関する行政全般の中で中長期的に検討していくことが適当と考えます。
	表示に関する現行の法律を一本化すべき	・多くの法律で規定されているのを何か一つの法律でまとめてほしい。	2	
		・将来的には法律を一本化することが望ましいが、少なくとも、早急に各法律間の整合性を図る必要。	1	
関係機関が連携して対応	法律の一元化に反対	・目的の異なる法の用語の安易な統一に反対。関係組織の連携に努めるべき。	1	
	統一性のある表示制度	・複数の法律に分散して規定されている表示制度に統一性を持たせてほしい。	1	
	関係省庁間の協議システム	・表示関係省庁間の協議システムを作ることが必要なのではないか。	1	

	わかりやすい通知	・一つの法律について複数の部局からの通知が出されていることが、法律をわかりにくくしている原因の一つであり、関連する法律との関係などもわかりやすくしてほしい。	1	
表示に関する原則を食品安全基本法に規定等	食品安全基本法への規定と食品表示法の制定	・表示に関する原則を食品安全基本法（仮称）に規定する。	5	「7(2) 法律」に記述のとおり、食品安全基本法（仮称）の中で食品の表示制度が適切に運用されることが重要である旨規定するよう、関係部署に要望することを要請しています。
その他		・抜本的な組織・法律の改革が必要ではないか。	3	ご意見は、「7 組織・法律の見直し」に記述のとおり、食品に関する行政全般の中で中長期的に検討していくことが適当と考えます。

8. おわりに

消費者も参加した表示制度のあり方の検討の場の設置		・消費者も参加して食品表示のあり方を検討する場の設置が必要。	9	本懇談会でも、消費者代表も多数参画の上、食品表示のあり方を横断的に検討しています。また、「関係者を交えた場」にも消費者の参加が必要と考えます。
--------------------------	--	--------------------------------	---	---

(その他)

Codex等国際規格との整合性（表示以外）		・Codexなど国際基準との整合性は、表示だけでなくすべての分野（添加物等）で早急にすべき。	3	従来から、合理的な理由のない限り、基本的にはCodex等の国際規格と整合性が図られておりますが、今後も原則として国際規格との整合性が図られる必要があると考えます。
-----------------------	--	--	---	---

有機JAS		・有機JAS規格では、有機農産物に用いる種子に遺伝子組換え種子を使用してはならないことになっているが、通常、農産物について遺伝子組換え表示をする場合にIPハンドリングを条件に課される意図せざる混入率の上限である「5%」を同じく適用するのであれば、問題。	1	ご意見は、行政当局の今後の検討において参考にされるものと考えます。
		・消費者は有機JASマークが付いた製品を信頼して購入しているのだから、厳しい審査を定期的に行い、ブランドとしての位置付けを確立して欲しい。	1	
期限が切れた食品の使用等		・品質保持期限及び賞味期限が切れた食品の使用及び摂取についても検討し、その可否の条件などを明確にして欲しい。	1	ご意見は、行政当局の今後の検討において参考にされるものと考えます。
そばの定義の細分化		・そば粉30%未満使用の場合の「そば」の定義の細分化を提案する。	1	ご意見は、「関係者を交えた場」において検討されることが適当と考えます。